

中野区区民活動センター条例(平成23年中野区条例第14号)新旧対照表

第26号議案

改正案					現行				
第1条～第17条 (略)					第1条～第17条 (略)				
附 則 (略)					附 則 (略)				
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
名称		位置			名称		位置		
中野区南中野区民活動センター ～ 中野区昭和区民活動センター		(略)			中野区南中野区民活動センター ～ 中野区昭和区民活動センター		(略)		
中野区東中野区民活動センター		東京都中野区東中野五丁目27番5号			中野区東中野区民活動センター		東京都中野区東中野四丁目25番5-101号		
中野区上高田区民活動センター ～ 中野区上鷺宮区民活動センター		(略)			中野区上高田区民活動センター ～ 中野区上鷺宮区民活動センター		(略)		
別表第2 (第10条関係)					別表第2 (第10条関係)				
センター名	施設名	単位時間			センター名	施設名	単位時間		
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
中野区南中野区 民活動センター ～ 中野区昭和区民 活動センター	(略)				中野区南中野区 民活動センター ～ 中野区昭和区民 活動センター	(略)			
中野区東中野区 民活動センター	洋室一	500円	700円	700円	中野区東中野区 民活動センター	洋室一	400円	600円	600円
	洋室二	500円	700円	700円		洋室二	300円	300円	300円
	洋室三	400円	600円	600円		洋室三	600円	800円	800円
	洋室四	400円	600円	600円		和室	200円	200円	200円
	調理室	900円	1,200円	1,200円					
	多目的室	1,400円	1,900円	1,900円					

中野区上高田区 民活動センター ～ 中野区上鷺宮区 民活動センター 分室	(略)
---	-----

別表第3・別表第4 (略)

附 則

- 1 この条例は、平成30年5月28日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2中野区東中野区民活動センターの項の規定は、施行日以後の中野区東中野区民活動センターの施設の使用に係る使用料について適用する。
- 3 施行日以後の中野区東中野区民活動センターの施設の使用に係る中野区区民活動センター条例第7条の規定による使用の承認、同条例第8条の規定による使用の不承認、同条例第9条の規定による使用の承認の取消し等、同条例第10条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

中野区上高田区 民活動センター ～ 中野区上鷺宮区 民活動センター 分室	(略)
---	-----

別表第3・別表第4 (略)